

法律文書錬成講座（行政法）（2025 年 11 月 27 日）

（配点：50〔設問 1〕、〔設問 2〕の配点割合は、25：25）

河川法（以下「法」という。）24 条に基づく土地の占用許可に関しては、平成 11 年 8 月 5 日付け建設省事務次官通達「河川敷地の占用許可について」（平成 28 年 5 月 30 日国水政第 33 号による改正後のもの）の別紙「河川敷地占用許可準則」が公表されており、国土交通省甲地方整備局長 A は、それに従って土地の占用許可の申請を処理してきた。A は、乙市（同市には建築主事が置かれている。）に所在する丙川の河川管理者であるが、令和 6 年 12 月 12 日に株式会社 B に対し、丙川の河岸（以下「本件土地」という。）における船上食事施設（かき船。以下「本件施設」という。）の設置について、法 24 条に基づく土地の占用許可の処分（以下「本件処分」という。）をした。

本件施設は、地中に打設された 10 本の杭により水底に完全に固定され、栈橋とも強固に接続されており、設置場所から移動させることは不可能である。また、本件土地は丙川の死水域内（河道内の水面部分で流れのない場所か、流れがあっても渦状の場所で、流量の疎通に関係のない部分）にあるため、通常は本件施設が丙川の流水に影響を及ぼすことはないが、増水時には、本件施設が丙川の流水に影響を及ぼし、また、濁流や集積した塵芥により押し流された本件施設が、護岸、堤防や河岸への激突を繰り返し、これらを損壊させることにより、濁流が市街地に流入する可能性がある。

B は、本件施設は船であって建築物ではないと考えており、本件施設の設置に当たって建築基準法に基づく建築確認を申請していない。したがって、本件処分を求める申請書には、本件施設につき建築確認を受けていることや受ける見込みがあることを示す書面は添付されていない。

本件土地から約 30m 離れた家屋に居住する C は、丙川の増水時に本件施設の影響により濁流が市街地に流入し、生命・身体に危険が及ぶことをおそれて、令和 7 年 4 月 11 日、本件処分の取消訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

〔設問 1〕

C が、本件訴訟において原告適格を認められるためには、どのような主張をするべきかについて述べなさい。

〔設問 2〕

本件訴訟が適法に提起されたことを前提に、本件処分に裁量が認められるかどうかについて述べた上で、本件処分が違法であるかどうかを検討しなさい。

なお、関係法令の抜粋を【資料 関係法令】に掲げてあるので、適宜参照しなさい。

【資料 関係法令】

○ 河川法

（目的）

第1条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（河川管理の原則等）

第2条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 （略）

（河川区域）

第6条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地……の区域

二、三 （略）

2～6 （略）

（土地の占用の許可）

第24条 河川区域内の土地（……）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

○ 河川法施行規則

（土地の占用の許可の申請）

第12条 法第24条の許可（……）の申請は、別記様式……による申請書の正本1部及び別表第2に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

一 土地の占用に係る事業の計画の概要を記載した図書

二 縮尺5万分の一の位置図

三 実測平面図

四 面積計算書及び丈量図

五 土地の占用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

六 その他参考となるべき事項を記載した図書

○ 建築基準法

(用語の定義)

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（……）をいい、建築設備を含むものとする。

二～三十四 （略）

三十五 特定行政庁 建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。（ただし書略）

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第 6 条 建築主は、……建築物を建築しようとする場合……においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。））その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認（……）を受け、確認済証の交付を受けなければならない。（以下略）

2～9 （略）

(違反建築物に対する措置)

第 9 条 特定行政庁は、建築基準法令の規定……に違反した建築物……については、……当該建築物の建築主……又は……所有者……に対して、……当該建築物の除却、移転、改築……、修繕……その他……違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2～15 （略）

○ 平成 11 年 8 月 5 日付け建設省事務次官通達「河川敷地の占用許可について」の別紙

「河川敷地占用許可準則」（平成 28 年 5 月 30 日国水政第 33 号による改正後のもの）

(治水上又は利水上の基準)

第 8 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。（以下略）

2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。（ただし書略）

一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。

- 二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
- 三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。
- 四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものではないこと。
- 五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

3 (略)